

奈良県介護保険施設等監査実施要綱

第1 目的

この監査要綱は、知事が、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第76条、第76条の2、第77条、第90条、第91条の2、第92条、第100条、第103条、第104条、第114条の2、第114条の5、第114条の6、第115条の7、第115条の8、第115条の9並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「平成18年旧介護保険法」という。）第112条、第113条の2及び第114条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定居宅サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定居宅サービス事業者等」という。）、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者又は指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者であった者（以下「指定介護老人福祉施設開設者等」という。）、介護老人保健施設の開設者、介護老人保健施設の管理者又は医師その他の従業者（以下「介護老人保健施設開設者等」という。）、介護医療院の開設者、介護医療院の管理者又は医師その他の従業者（以下「介護医療院開設者等」という。）、平成18年旧介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）若しくは指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従業者又は指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従事者であった者（以下「指定介護療養型医療施設開設者等」という。）、指定介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定介護予防サービス事業者等」という。）、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）第5条による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「旧指定介護予防サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定介護予防訪問介護事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者及び旧指定介護予防サービス等基準第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「旧指定介護予防サービス事業者等」という。）に対して行う介護給付又は予防給付（以下「介護給付等」という。）に係るサービス（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容並びに介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関して行う監査に関する基本的事項を定めることにより、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

第2 監査方針

監査は、指定居宅サービス事業者等、指定介護老人福祉施設開設者等、介護老人保健施設開設者等、介護医療院開設者等、指定介護療養型医療施設開設者等、指定介護予防サービス事業者等及び旧指定介護予防サービス事業者等（以下「サービス事業者等」という。）の介護給付等対象サービスの内容並びに介護報酬の請求について、条例で定める介護給付等対象サービスの事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に従っていないと認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は介護報酬の

請求について、不正を行っていると思われる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は不正の手段により指定等を受けていると思われる場合若しくはその疑いがあると認められる場合（以下「指定基準違反等」という。）、又は介護給付等対象サービスの利用者又は入所者若しくは入居者（以下「利用者等」という。）について高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成１７年法律第１２４号）（以下「高齢者虐待防止法」という。）に基づき市町村が虐待の認定を行った場合若しくは高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる場合（以下「人格尊重義務違反」という。）において、当該サービス事業者等に対し報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該サービス事業者等に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査（以下「立入検査等」という。）を行い、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼とする。

第３ 監査対象となるサービス事業者等の選定基準

監査は、下記に示す情報を踏まえて、指定基準違反等又は人格尊重義務違反の確認について必要があると認める場合に立入検査等により行う。

また、「奈良県介護保険施設等指導実施要綱」に定める実地指導を正当な理由なく拒否したときに、監査を行うものとする。

１ 要確認情報

- （１）通報・苦情・相談等に基づく情報
- （２）市町村が、高齢者虐待防止法に基づき虐待を認定した場合又は高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる情報
- （３）国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情
- （４）連合会・保険者からの通報情報
- （５）介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示すサービス事業者等
- （６）法第１１５条の３５第４項の規定に該当する報告の拒否等に関する情報

２ 運営指導における情報

法第２４条により指導を行ったサービス事業者等において認めた（その疑いがある場合を含む。）指定基準違反等及び人格尊重義務違反

第４ 監査方法等

１ 事前調査

原則として、監査を実施する前に介護給付に係る費用等の請求の調査を行うとともに、必要があると認めるときは、介護報酬に係る利用者等に対し、聞き取り等の調査を行う。

２ 実施通知

知事は、監査の対象となるサービス事業者等を決定したときは、次に掲げる事項を文書により、監査開始時に通知する。なお法第２４条により運営指導を実施中に監査に移行した場合は、口頭により当該事項を含め監査を実施する旨通告する。

- ① 監査の根拠規定
- ② 監査の日時及び場所
- ③ 監査担当者
- ④ 監査対象サービス事業者等の出席者（役職名等で可）

⑤ 必要な書類等

⑥ 虚偽の報告又は答弁、検査忌避等に関する罰則規定

3 行政上の措置

知事は、指定基準違反等又は人格尊重義務違反が認められた場合には、法第5章に掲げる「勧告、命令等」、「指定の取消し等」、「設備の使用制限等」、「変更命令」、「業務運営の勧告、命令等」、「許可の取消し等」の規定に基づき、行政上の措置をとるものとする。

(1) 勧告

サービス事業者等（介護老人保健施設開設者等、介護医療院開設者等を除く。以下（2）及び（3）について同じ。）に指定基準違反等（介護報酬の請求に関するものを除く。）の事実が確認された場合、当該サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準の遵守等の措置をとるべきことを勧告することができるほか、当該期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

なお、勧告した場合は、当該サービス事業者等に対し期限内に文書によりとった措置について報告を求める。

(2) 命令

サービス事業者等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該サービス事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができるほか、命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

なお、命令した場合は、当該サービス事業者等に対し期限内に文書によりとった措置について報告を求める。

(3) 指定の取消し等

知事は、指定基準違反等又は人格尊重義務違反の内容等が、法第77条第1項各号、第92条第1項各号、第115条の9第1項各号並びに平成18年旧介護保険法第114条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、当該サービス事業者等に係る指定・許可を取り消し、又は期間を定めてその指定・許可の全部若しくは一部の効力の停止（以下「指定の取消等」という。）をすることができる。

なお、指定の取消等を行った場合には、法第78条、第93条及び第115条の10並びに平成18年旧介護保険法第115条の規定に基づき、その旨を公示しなければならない。

(4) 設備の使用制限等

知事は、法第101条又は法第114条の3の規定により、介護老人保健施設又は介護医療院が療養室等の設備や条例で定める施設を有しなくなったとき、又は設備及び運営に関する基準に適合しなくなったときは、当該施設の開設者に対し、期間を定めて、その全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は期限を定めて、修繕若しくは改築を命ずることができる。

(5) 変更命令

知事は、法第102条又は法第114条の4の規定により、介護老人保健施設又は介護医療院に係る施設の管理者が当該施設の管理者として不適当であると認めるときは、当該施設の開設者に対し、期限を定めて、当該施設の管理者の変更を命ずることができる。

(6) 業務運営の勧告、命令等

知事は、法第103条又は法第114条の5の規定により、介護老人保健施設又は介護医療院において基準違反の事実が確認された場合、当該施設の開設者に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができるほか、これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

また、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該施設の開設者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。また、命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

なお、勧告又は命令をした場合は、当該施設の開設者に対し期限内に文書によりとった措置について報告を求める。

(7) 許可の取消し等

知事は、法第104条又は法第114条の6の規定により、介護老人保健施設又は介護医療院における指定基準違反等又は人格尊重義務違反の内容等が、法第104条第1項各号、法第114条の6第1項各号のいずれかに該当する場合においては、当該施設に係る許可を取り消し、又は期間を定めてその許可の全部若しくは一部の効力の停止（以下「許可の取消等」という。）をすることができる。

4 監査結果の通知等

監査の結果については、文書により通知する。なお、上記（1）～（7）に該当する場合はそれらの通知に代えることができる。また、上記（1）～（7）に該当しない、改善を要すると認められた事項については、その旨を通知し期限を定めて報告を求めるものとする。

5 聴聞等

知事は、監査の結果、当該サービス事業者等が命令又は指定の取消等若しくは許可の取消等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。

ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は、適用しない。

6 経済上の措置

(1) 不正利得となる返還金の徴収の要請

知事は、取消処分等（命令を除く。）を行った場合に、当該サービス事業者等が法第22条第3項に規定する偽りその他不正の行為により介護報酬の支払いを受けている場合には、その支払った額につきその返還させるべき額を不正利得とし、当該支払いに関係する保険者に対し、当該不正利得の徴収を行うよう要請するものとする。

(2) 返還金の徴収方法

上記（1）の不正利得については、原則として、法第22条第3項の規定により当該返還させるべき額に100分の40を乗じて得た額を併せて徴収するものとする。

第5 監査にあたっての留意事項

知事は、法第197条第2項の規定に基づき、監査及び行政措置の実施状況について、厚生労働省老健局総務課介護保険指導室に報告する。

附 則

この要綱は、平成12年8月1日から実施する。

変更後の第4については、平成16年7月1日から適用する。

変更後の第1から第5までについては、平成19年4月1日から適用する。

変更後の第2については、平成20年10月31日から適用する。

変更後の第1、第3及び第4については、平成21年5月1日から適用する。

変更後の第1及び第4については、平成25年3月25日から適用する。

変更後の第1、第2及び第4については、平成28年4月19日から適用する。

変更後の第1、第2及び第4については、平成30年5月9日から適用する。

変更後の第1、第2及び第4については、令和2年6月11日から適用する。

変更後の第1から第5までについては、令和6年3月31日から適用する。